

平成 31 年度 埼玉縣市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準

埼玉県教育委員会

第1 目的

この基準は、埼玉縣市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）における教職員配置の適正化を図るため、教職員配当に必要な事項を定め、もって、埼玉縣市町村立小学校及び中学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

第2 配当基準

埼玉縣市町村立小学校及び中学校ごとに配当する県費負担教職員の数は、次の各項に定める教職員の職の種類ごとの数を合計した数とする。

1 校長

校長の数は、原則として1校に1人とする。

2 教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師

教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教員」という。）の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

(1) 基準教員数

基準となる教員数は、学校（分教場は本校を含む。）ごとに「平成 31 年度埼玉縣市町村立小・中学校学級編制基準 第 2 学級編制基準」（以下「学級編制基準」という。）により算定した学級数（小学校は特別支援学級を含む。中学校は特別支援学級を含まない。）に応じて、「平成 31 年度埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表」（以下「配当基準表」という。）により算定した数とする。

(2) 基準外配当教員

以下の条件に該当する場合、該当学年につき1人の教員を配当する。

ア 小学校第2学年において、1学級当たりの児童数が35人を超えるとき

イ 中学校第1学年において、1学級当たりの生徒数が38人を超えるとき

なお、当該教員を活用し、「平成 31 年度埼玉縣市町村立小・中学校学級編制基準第4学級編制の特例」による学級編制を行う場合、別途定める「埼玉縣市町村立小・中学校における少人数学級編制に係る研究指定実施要綱」に基づく研究指定校の指定を受けるものとする。

(3) 少人数指導加配教員等

少人数指導の実施や生徒指導など、学級教育充実のため、埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が特別の事情があると認める学校に配当する当該担当教員数は、県教育長がその都度定める数とする。

なお、「(2) 基準外配当教員」の配当を受けた学校のうち、研究指定校の指定を受けない学校については、基準外配当教員の配当を、少人数指導の実施のための教員の配当に代えるものとする。

3 養護教諭及び養護助教諭

養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭」という。）の数は、次の各号に定めるところにより、児童生徒数に応じて、県教育長が定める。

- (1) 小学校においては、850人以下の場合に1人、801人以上の場合に複数の配置とする。
- (2) 中学校においては、800人以下の場合に1人、801人以上の場合に複数の配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

4 事務職員

事務職員の数は、学校（分校、分教場は本校に含む。）ごとに学級編制基準により算定した学級数（特別支援学級を含む。）に応じて、配当基準表により算定した数とする。

5 栄養教諭及び学校栄養教員

栄養教諭及び学校栄養教諭の数は、次の各号に定めるところにより、市町村ごとに算定した数を合計した数に対する配置率を勘案して、県教育長が定める。

- (1) 学校給食（給食内容がミルクのみである学校給食は除く。以下同じ。）を実施する小学校及び中学校で、専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置く学校（以下「学校給食単独実施校」という。）のうち、児童又は生徒の数が550人以上の学校（以下「550人以上単独実施校」という。）の数に1乗じて得た数
- (2) 学校給食単独実施校のうち、児童又は生徒の数が549人以下の学校（以下「549人以下単独実施校」という。）の数の合計数に4分の1を乗じて得た数
- (3) 次に示す区分ごとの共同調理場の数に、共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒（給食内容がミルクのみである学校給食を除く。）の数が、1500人以下の場合に1、1501人から6000人までの場合に2、6001人以上の場合に3を乗じて得た数
- (4) 550人以上の単独実施校又は共同調理場を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する549人以下単独実施校の合計数が1以上3以下の市町村の数に1を乗じて得た数

※網掛け部分は町で加工しています。

平成 31 年度埼玉縣市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援	教員		
37	43	1	2	学級数			
38	44	1	2		1	1	
39	45	1	2		2	3	
40	47	1	2		3	4	
41	48	1	2		4	6	
42	49	1	2		5	7	
43	50	1	2		6	9	

養護教員については、小学校が児童数 851 人以上の場合、中学校が生徒数 801 人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。